

埋蔵文化財包蔵地に該当する土地関係者のみなさまへ  
(お願い)

令和7年6月1日に「労働安全衛生規則」が改正され、熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときの職場での熱中症対策が義務化されました。

近年、熱中症による死亡災害が多発しており、死亡者の約7割が屋外作業であることから、坂戸市教育委員会では、埋蔵文化財の発掘調査等における熱中症による健康障害発生時の対応手順及び、熱中症リスクを軽減するための対策を定めています。

つきましては、熱中症のリスクが高まる夏場は、従事する作業員等の安全を考慮し、発掘調査等を中止する日数が増え、通常より調査日数が多くかかる場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

【問合せ先】

坂戸市教育委員会

社会教育課 文化財保護係

電話 049-283-1473

坂戸市立歴史民俗資料館

電話 049-284-1052

